

令和4年(ワ)第528号 自由権規約に基づく損害賠償請求事件

原告 デニズ・[REDACTED] 外1名

被告 国

令和4年6月3日

訴状訂正申立書

東京地方裁判所民事第26部合議H係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 鈴木雅子外 [REDACTED]

訴状を以下のとおり訂正する。

- 1 32頁目、下から1行目「甲A25」を「甲A35」と訂正する。
- 2 「被告が、自由権規約の有権的解釈を行う機関である自由権規約委員会、被告がその重要性を強調し、その意見を十分に考慮するよう各国に要求(requests)する人権理事会決議(A/HRC/33/L.22)の共同提案を行っている(甲A21、22恣意的拘禁作業部会の改訂審議結果・意見、日本を含む世界の大多数の国が一致して示した解釈と離れた解釈を行うことは、上記憲法やウィーン条約の規定に反し、許されない。」
とあるのを、
「被告が、自由権規約の有権的解釈を行う機関であるところの自由権規約委員会が出した一般的見解、被告がその重要性を強調し、その意見を十分に考慮するよう各国に要求する人権理事会決議の共同提案を行った(甲A21、22)ところの恣意的拘禁作業部会が出した改訂審議結

果・意見、日本を含む世界の大多数の国が一致してグローバルコンパクトにおいて示された解釈と離れた解釈を行うことは、上記憲法やウィーン条約の規定に反し、許されない。」と訂正する。

以上